

---

---

## 人文社会科学研究所日本語日本文学専攻における教員養成に対する理念等

---

---

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

### 【日本語日本文学専攻】

#### (1) 学科の設置理念

長い歴史を持つ日本文学や日本語に関する広範な知識及び本文読解能力を有し、日本の伝統文化の本質を明確に自覚・継承して後代や他者に伝えてゆく者として、あるいはメディアや実地調査等に基づいて現代の文学・言語に関わる諸問題を分析し、解決策を立案できる者として、学校教育、行政機関、企業、社会教育施設、出版及び国際交流の場等において、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。

学生に、以下に掲げる能力等を修得させることを教育研究上の目的とする。

1. 日本文学や日本語に関する高度かつ体系的な知識
2. 古今の文学作品の読解力や優れた日本語運用能力を活かして、対外的なコミュニケーションやプレゼンテーションを適切かつ積極的に行う能力
3. 豊かな日本の文化遺産に敬意を払いつつ、それらを後代の者や他者に伝えてゆく技術
4. グローバル化した高度情報社会が直面する文学及び言語に関わる諸問題を実証的に分析し、その解決策を立案する能力

#### (2) 教員養成に対する理念・構想

中学校学習指導要領第2章「各教科」第1節「国語」の「第1 目標」、及び高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第1節「国語」の「第1款 目標」には、「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に（高等学校では「的確に」）理解し適切に（高等学校では「効果的に」）表現する資質・能力を」育成するとあり、これらの指導を行う者（国語科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同様であると考え。また、書と文学大いに関わりを持つため、書道の指導を行う者にも同様の知識・素養が求められると考え。高等学校学習指導要領第2章第7節「第術」の「第2款 各科目」のうち「書道」に関わる各科目の目標には「書に関する見方・考え方を働かせ」、「書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を」育成するとある。これらの指導を行う者（書道科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同様であると考え。

このように、日本語日本文学専攻が教育研究上の目的とするところと、学習指導要領に示された各教科・各科目の目標とは、相当程度の親和性を持っている。そうした親和性の上に立って、教科指導において扱う教材に精通した人材を育成することによって、中等教育を担う人材の育成に寄与したい。本専攻設置の基盤となる現行の日本文学・日本語文化専攻を修了して教育職員免許状を取得した者の多くは、

教職に就き、国語ならびに書道の教育に携わっている。本専攻設置以降もそれが継続されるようにする計画である。

### (3) 課程の設置趣旨

日本語日本文学専攻のディプロマ・ポリシーの前半は、まさに学校教育の場を念頭に置いたものである。中学校・高等学校の教員は、学部教育の上に、さらに高度な日本語、日本文学に関する知識と能力を身につけた者が、それを十全に発揮できる職業として最適なものである。教員養成課程の設置は、本専攻に進学を希望する学生のニーズにかなう必要不可欠なものであると考える。

#### 《中学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

中学校学習指導要領第2章「各教科」第1節「国語」の「第1 目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする」として、具体的な目標が掲げられている。学習指導の内容については、「第2 各学年の目標及び内容」において、各学年とも〔知識及び技能〕では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の3つに分けられ、第3の項目の中には「書写に関する事項」も指導することとされている。さらに〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3つについて指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、中学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

#### 《高等学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第1節「国語」の「第1款 目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする」として、具体的な目標が掲げられている。高等学校国語には、「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探求」の各科目があるが、「各学科に共通する必履修科目」は「現代の国語」及び「言語文化」である。学習指導の内容については、「現代の国語」では、〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の3項目、さらに〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3項目について指導することとされる。また「言語文化」では、〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の2項目、さらに〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 書くこと」「B 読むこと」の2項目について指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業

科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

#### 《高等学校教諭専修免許状：書道の設置趣旨》

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第7節「芸術」「第10 書道Ⅰ」の「1 目標」には、「書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、具体的な目標が掲げられている。「第11 書道Ⅱ」「第12 書道Ⅲ」の目標は、これを発展させたものである。また「第10 書道Ⅰ」の内容は、「A 表現」で、「（1）漢字仮名交じりの書」「（2）漢字の書」「（3）仮名の書」が示され、その書写能力、表現能力が求められている。「B 鑑賞」で、「（ア）作品の価値とその根拠」「（イ）生活や社会における書の効用」について考え、書のよさや美しさを味わって捉えること、「（ア）線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり」「（イ）日本及び中国等の文字と書の伝統と文化」「（ウ）漢字の書体の変遷、仮名の成立等」「書の伝統的な鑑賞の方法や形態」について理解することが求められている。「第11 書道Ⅱ」「第12 書道Ⅲ」の「A 表現」「B 鑑賞」に関する資質能力は、この延長線上にあるものである。

「書道」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状（書道）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。